



埼玉県報

第160号
令和2年(2020年)
11月20日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県受動喫煙防止条例施行規則（健康長寿課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 埼玉県自動車税（種別割）等コンビニエンスストア等収納代行業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 石油ストーブ（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 石油ストーブ（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 石油ストーブ（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 清算法人尾田蒔土地改良区の役員退任届（秩父農林振興センター）
- 上尾都市計画事業伊奈町中部特定土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 埼玉県警察通信指令システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道深谷寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規則

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十二号

埼玉県受動喫煙防止条例施行規則

(喫煙可能室設置の承諾)

第一条 埼玉県受動喫煙防止条例（令和二年埼玉県条例第十七号。以下「条例」という。）第七条第二項第二号の承諾は、様式第一号の承諾書により行うものとする。

(承諾を得る場合)

第二条 条例第七条第二項第二号ニの規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号の規則で定める承諾は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める承諾とする。

- 一 管理権原者が同一である既存特定飲食提供施設間において従業員がその勤務先を異にする異動により、喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設に勤務することとなる場合 当該従業員の喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設で勤務することについての書面による承諾
- 二 その他知事が必要と認める場合 知事が必要と認めることについての書面による承諾

(喫煙可能室の設置の届出等)

第三条 条例第九条第一項の規定による届出は、様式第二号の喫煙可能室設置届出書を提出して行うものとする。

2 条例第九条第二項の規定による報告（次条第二項第二号において単に「報告」という。）は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号及び第二号に掲げる営業に係るものに限る。）に係る申請書を提出する際に様式第三号の喫煙可能室設置報告書を提出して行うものとする。

(書類の保存)

第四条 条例第十条に規定する条例第七条第二項に該当することを証明する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 従業員を雇用していない場合 従業員への賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）の支払いがないことを示す書類として知事が定める書類

二 従業員を雇用している場合 様式第一号の承諾書（次項第二号において単に「承諾書」という。）

2 前項に定める書類の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 従業員を雇用していない場合 新たに従業員を雇用するまでの間

二 従業員を雇用している場合 喫煙可能室を設置している間。ただし、条例第

七条第二項第二号イ、ロ及びニの承諾に係る承諾書については、当該承諾書を得た直後の報告までの間とし、同号ハの承諾に係る承諾書については、当該承諾に係る報告の直後の報告までの間とする。

（身分証明書）

第五条 条例第十三条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

承 諾 書

（管理権原者）

様

私は、埼玉県受動喫煙防止条例第2条第5号の喫煙可能室を設置した同条第2号の既存特定飲食提供施設で勤務することを承諾します。

既存特定 飲食提供 施設	名 称	
	所在地	

年 月 日

住 所

氏 名

喫煙可能室設置届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	
	名 称	
	郵便番号	
	所 在 地	
	電話番号	
従業員に 係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。	

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号イの承諾をいう。

喫煙可能室設置報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

報告者の住所

氏名

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	
	名 称	
	郵便番号	
	所 在 地	
	電話番号	
従業員に 係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。	

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号ハの承諾をいう。

様式第4号（第5条関係）

（表 面）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 名 氏 名
	上記の者は、埼玉県受動喫煙防止条例 第13条第2項の規定により立入検査等 をする職員であることを証明する。
年 月 日	埼玉県知事 印

8 cm

12
cm

埼玉県受動喫煙防止条例（抜粋）

（立入検査等）

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対し、当該既存特定飲食提供施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該既存特定飲食提供施設に立ち入り、当該既存特定飲食提供施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園・羽生ふじ高等学園、埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校（職業学科）入学選考の項試験等の欄中「職業学科」の下に「、埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校・草加かがやき特別支援学校草加分校・大宮北特別支援学校さいたま西分校・越谷西特別支援学校松伏分校」を加え、同表埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校・草加かがやき特別支援学校草加分校・大宮北特別支援学校さいたま西分校入学選考の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百三十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県児玉郡美里町大字甘粕十番地五 埼玉県ひびきの農業協同組合 美里スタンド	免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	二〇㊦	09E052639 ㄱ 09E052640	二	農業	令和二年一月二十三日 ㄱ 令和二年十二月三十一日
	免税証を交付した事務所	亡失年月日			
	埼玉県熊谷県税事務所	令和二年十月二十九日			

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県自動車税（種別割）等コンビニエンスストア等収納代行業務委託
3,893,325件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課納税・管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番
1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
りそな決済サービス株式会社 東京都江東区木場1丁目5番25号
- 5 落札金額
52.90円（消費税及び地方消費税を含まない）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月4日

告 示

埼玉県告示第千三百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ（西部・北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月15日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額
12,507,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年7月31日

告 示

埼玉県告示第千三百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月15日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額
13,145,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年7月31日

告 示

埼玉県告示第千三百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月15日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額
12,595,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年7月31日

告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人尾田蒔土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	増田 好夫	埼玉県秩父市田村十番地

告 示

埼玉県告示第千三百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により伊奈町から上尾都市計画事業伊奈町中部特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察通信指令システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年10月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

1,700,952,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年8月21日

告 示

埼玉県告示第千三百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年10月1日

4 落札者の氏名及び住所

小山株式会社 奈良県奈良市大森町47番地の3

5 落札金額

220,229,427円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年8月21日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

路線名	深谷寄居線
供用開始の区間	深谷市上野台字単三二三一番二地先から 同市柏台字山本六五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和二年十一月二十日
備考	平成二十七年三月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五〇六・六〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和二年五月二十日

指令川建セ第〇一〇一六〇号

二 検査済証番号

令和二年十一月十八日

川建セ第〇二〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字北塚屋七十五番、九十八番、九十九番、百番、百一番、百二番二、百三番二、百八番一、百八番四、百八番五、百八番六、百九番一、百九番二、百十番九、百十一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市内ヶ島七百二十八番地一
ふかや農業協同組合 代表理事組合長 原 浩